

検討課題	現行の取扱い	論点
小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思の表示について	臓器提供に係る意思表示の有効性については、年齢等により一般的に判断することは難しいと考えるが、 <u>民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこととされている。</u>	小児（15歳未満の者）の提供しない意思をどのように取り扱うか。 <u>立法者意思を踏まえ提供しない意思は有効なものとして取り扱うこととして良いか。</u>
虐待（※）を受けた児童に関し、臓器が提供されることのないようにする児童の範囲について （※）児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する「児童虐待」をいう。	—	（1） <u>脳死になった直接の原因が虐待である若しくはその疑いがある場合か、又は（2）虐待を受けていた事実及びその疑いがある場合すべてか。</u>
（1）とした場合の検討課題 虐待を受けた児童からの臓器提供の防止と脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲の関係について	—	小児からの臓器提供の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲の者と児童虐待を行った（行っていた）者の関係についてどう考えるか。
臓器を提供しない意思表示の手段について	臓器提供に係る意思表示の手段としては、臓器提供意思表示カードやシール、臓器提供意思登録システムという手段が整備されており、いずれも臓器を提供しない意思を表示することが可能となっている。	臓器を提供しない意思を表示する手段として、 <u>現在整備されている手段の他にどのような手段が考えられるか。</u> (注) 法律上、臓器を提供しない意思の表示については、書面によることは要件とされていない。